

2025年度<<経営学部>>卒業論文提出について

【春学期提出者】※

提出期間		提出場所
2025年7月1日(火)	9:00 ~ 17:00	池袋キャンパス 教務事務センター
2025年7月2日(水)	9:00 ~ 15:00	

※在学8学期目以上で春学期に「卒論演習2」を履修することを許可された者

【秋学期提出者】

提出期間		提出場所
2026年1月7日(水)	9:00 ~ 17:00	池袋キャンパス 教務事務センター
2026年1月8日(木)	9:00 ~ 17:00	
2026年1月9日(金)	10:00 ~ 15:00	5号館 1階 会議室

最終日は、15時で締切となるので、十分に注意すること
上記の提出期間を過ぎた場合、理由の如何を問わず、受理しない

<注意事項>

① 提出書類・部数

卒業論文 1部
要 旨 1部
* 卒業論文と要旨は別綴じにすること。

② 提出届

論文提出時は「経営学部卒業論文提出届」を添えること。

*「経営学部卒業論文提出届」は池袋キャンパス教務事務センターで配付する。

③ 形式

卒業論文

- ・ワープロを使用して、A4判、横書きで作成すること。
- ・使用言語は日本語または英語とする。日本語の場合は1頁40字×30行・総字数20,000字以上とし、英語の場合は10,000words以上とする。フォントサイズは10.5ptを原則とする。
- ・余白は、上側30mm、下側25mm、左側35mm、右側25mmとする。
- ・図表等は上記字数に含めない。
- ・文末には註を付すものとし、参考文献も明記すること。なお、註および参考文献は上記字数に含める。
- ・印刷は、片面印刷とする。

要旨

- ・ワープロを使用して、A4判、横書きで作成すること。
- ・使用言語は日本語または英語とする。日本語の場合は1頁40字×30行・総字数800字程度とし、英語の場合は400words程度とする。フォントサイズは10.5ptを原則とする。
- ・余白は、上側30mm、下側25mm、左側35mm、右側25mmとする。
- ・2枚以上となる場合は、ホチキス止めで可とする。
- ・学生番号および氏名を明記すること。
- ・卒業論文とは別に提出すること。

④ 卒業論文の製本

簡易製本カバーをセントポールプラザで各自購入し、製本作業はセントポールプラザの製本機を利用して行うこと。

*上記の製本方法を満たさない場合、受理しない。

*ばらばらのもの、ばらばらのまま袋に入れたもの、クリップ・輪ゴム・ホチキス・ひも等で留めただけのもの、ファイルやバインダーを使用したものなどは製本とはみなさないの
注意すること。

⑤ 卒業論文
の表紙

下記の様式による表紙を作成し、簡易製本カバーの表面に貼り付けること。
透明の簡易製本カバーの場合は、1頁目（扉にあたる部分）に表紙を置いて製本すること。

<表紙様式>

20XX年度卒業論文
論文題目
指導教授：□□□□
経営学部 経営学科
学生番号 XXBM000A
氏名

⑥ 共同執筆

共同執筆（複数人で1冊の卒業論文を作成）を認める。この場合、以下の点に留意すること。

- ・ 執筆分担を明らかにすること。
- ・ 1人当たりの総字数は20,000字以上（英語の場合は10,000words以上）とすること。
- ・ 本文表紙、要旨、経営学部卒業論文提出届に共同執筆者全員の学生番号・氏名を明記すること。

⑦ 卒業論文
中間発表会

秋学期提出者は、卒業論文中間発表会の日程を別途確認すること。

※不明な点は卒論指導の教員に確認すること。

レポート・論文等の提出に際しての注意

レポート・論文等は、指定された提出期限後は受理しないので時間厳守のこと。交通機関等の遅延も予測されるので、提出にあたっては十分余裕をもって臨み、本人が提出できない場合は、信頼できる代理人に依頼する等の措置を講ずること。ただし、締切日当日、不測の事態により、本人または代理人が提出期限までにレポート・論文等の提出に來られない場合は、当日の締め切り時刻以前にその対応について所属キャンパスの教務窓口にお問い合わせ、指示を受けること。不測の事態とは、事件・事故や交通機関等の大幅な遅延などの場合を言う。
*プリンター等、機器の故障は不測の事態に含まれないので注意すること。

学校感染症のため出校停止となった学生のレポート・卒業論文・修士論文の提出について

上記に該当した場合は、以下の指示に従うこと。

1. 上記の提出物の提出期間において本人が出校停止中である場合は、代理人を立て、当該の期間内に提出することを原則とする。

代理人による不備は、依頼した本人の責任となる。

2. 1. において代理人を立てることができない場合は、締め切り時刻以前に所属キャンパスの教務窓口へ連絡し、指示を受けること。

<以下のすべてに該当する場合、後日の提出を認めることがある>

- ① 上記2. に該当する学生であること。
- ② 医療機関が記載し証明した大学所定の書式である「学校感染症登校可能証明書」、または医療機関の発行する出校停止期間と登校可能日が記載された「診断書」の提出によって、締切日当日に学校感染症に罹患して出校停止中であった事実が証明できること。
- ③ 「出校可能となった日またはその翌日（窓口対応可能日）」に提出すること。